

仕 様 書

1 業務概要

火災、盗難、破損等の予防、早期発見、拡大防止等を目的とし、施設の管理運営に寄与すること。

2 業務名

旧豊平清掃事務所機械警備業務

3 委託期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

4 対象物件

所在地：札幌市豊平区西岡520番地

名 称：旧豊平清掃事務所 車庫2棟

5 業務内容

対象物件の自動警報機器による機械警備及びこれに伴う警備実施事項の報告に関すること。

- (1) 警備業務時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備上の安全を確立するものとする。
- (2) 受託者は、前記(1)により対象物件に異常が発生したことを知り得たときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態を確認のうえ必要な措置をとるとともに、施設管理者及び関係機関への通報を行うものとする。
- (3) 遠隔警報する項目は、「火災警報」・「防犯警報」・「設備警報」とする。
- (4) 機械警備については、原則として毎月1回の保守点検以外の全ての時間帯に行うものとする。

6 警備機器の設置

受託者は、契約対象物件に自動警報機器を設置し、当該警報機器により感知される異常の有無を、警備本部において自動的に確認できる体制をとらなければならない。

なお、設置する機器は正常な機能の保持を維持するものであれば、中古品も可とする。

7 設置機器の保守管理

- (1) 受託者は、前記6に定める機械設備に関し、正常な機能を維持するために毎月1回の保守点検を行うものとする。
また、毎日機械設備の機能を点検し、万一機能の作動に異常を生じたときには、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。
なお、毎月点検報告書を委託者に提出するものとする。
- (2) 対象物件に設置した警報機器等の工事配線に破損等が生じた場合には、受託者の負担により補修するものとする。

8 警備報告書の提出

警備時間内における警備状況、処理事項及び改善事項等を記録した警備報告書を1か月毎にまとめ、委託者に提出して確認を受けるものとする。

9 契約終了時の機器の撤去等

契約終了時または中途解約時において、対象物件に設置された機器等の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

また、受託者が機器の設置、修繕または撤去に係る工事に際し、委託者の物件に損害を与えた場合には、受託者の責任において原状に復さなければならない。

10 鍵の保管

本契約の履行のため、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任において保管するものとする。

11 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

12 報告の義務

対象物件に異常が生じ、緊急要員を派遣したとき等特別な措置を講じた場合には、受託者は速やかに文書をもって委託者に報告するものとする。

13 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷低減に努めること。

- (1) 自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境基本方針の理解と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

14 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、施設管理者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず報告のうえ指示を受けることとする。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整のうえ改善を図るものとする。